

荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会 (第13回)

令和8年6月25日

国土交通省 荒川上流河川事務所

(1) 荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会(第13回)	
▪ 設立背景等	P2
▪ これまでの経緯と関連施策	P3
(2) 荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）	P4
(3) 荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針 ～第2期（R3～R7）の実施状況～	
▪ 第2期取組状況とりまとめ結果	P8
▪ 第3期に向けた検討（取組項目の再整理、アンケート調査）	P9
(4) 荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針 ～第3期（R8～R12）取組方針（案）～	
▪ 変更概要	P11
①取組方針	P12
②取組項目	P15
③重点取組の設定	P20
④取組状況調査方法	P23
(5) 今後のスケジュール（案）	P27

■ 設立背景等

- ・ 平成27（2015）年 9 月関東・東北豪雨、平成28（2016）年 9 月台風第10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。
- ・ 全国各地で頻繁・激甚化する豪雨に対応するため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、ハード・ソフト対策が一体となって、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築を図るため、平成27年12月11日に「水防災意識社会 再構築ビジョン」が策定された。
- ・ 平成29（2017）年 6 月水防法の一部改正に伴い「大規模氾濫減災協議会」が水防法へ定められた。

■ 荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成28（2016）年5月31日設立）

- ・ 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な排水を実現するため、大規模氾濫時の減災対策として各構成員がそれぞれ又は連携して、計画的・一体的に取り組む事項について、「荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめている。
- ・ 各構成員は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを実施している。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく
荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組方針

令和3年5月31日

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、越生町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町、埼玉県、気象庁熊谷地方気象台、独立行政法人水資源機構（荒川ダム総合管理所・利根導水総合事業所）、国土交通省関東地方整備局（荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所・二瀬ダム管理所）、東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東武鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、秩父鉄道株式会社、埼玉高速鉄道株式会社、埼玉新都市交通株式会社、首都圏新都市鉄道株式会社

■これまでの経緯と関連施策



■荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）

詳細▶資料2

表 協議会規約の改定概要(第2期→第3期)

主な内容	第2期	第3期
対象範囲	なし	追加 第3条2項:協議会の対象範囲(対象河川による氾濫域)
幹事会	なし	追加 第6条:幹事会の構成 第7条2項:幹事会の原則非公開方針
協議会の構成員	越生町の記載あり	越生町の記載削除※ 別表1
幹事会の構成員	なし	追加 別表2

※(参 考)
越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市、毛呂山町、越生町)を廃止 (令和7年4月1日)

(2)荒川水系(埼玉県域)大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(案)

■規約（案）の変更点（1/3）

詳細▶資料2

- 協議会の対象範囲は「対象河川による氾濫域」であることを追加
- 沿川・氾濫域自治体の整理

荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（案）

(名称)
第1条 この会議は、「荒川水系（埼玉県域）大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。
2 協議会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9の規定に基づき設置する。

(目的)
第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、荒川水系（埼玉県域）において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川と対象範囲)
第3条 協議会の対象河川は、荒川、入間川、越辺川、小群川、都幾川及び高麗川における埼玉県内の国直轄管理区間とする。
2 協議会の対象範囲は、上記の対象河川による氾濫域（別図1）を対象とする。

(協議会の構成)
第4条 協議会は、別表1の職にある者により構成する。
2 協議会の運営、進行及び事務は、第1項による職にある者以外の者が行う。
4 協議会は、必要に応じ、実施事項の一部を行う。

(協議会の実施事項)
第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

協議会の対象範囲を明記

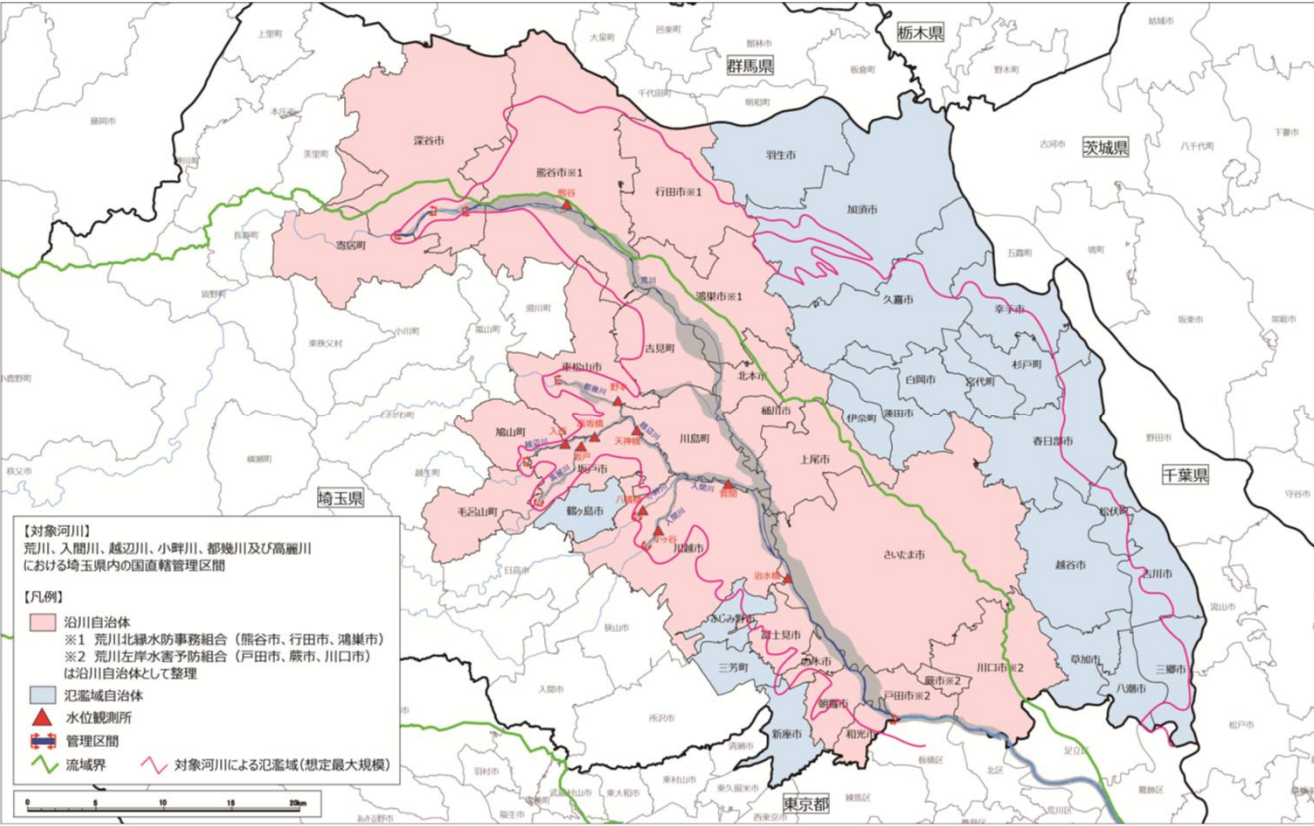


図 資料2 P7別図1

■規約（案）の変更点（2/3）

詳細▶資料2

- 「幹事会」に関する記載を追加

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第7-6条 協議会は、原則として報告事項を公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、必要に応じて非公開とする。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第8-7条 協議会に提出する資料等は、個人情報等で公表することのないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9-8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所防災対策課で行う。

(雑則)

第10-9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11-10条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

本規約は、平成30年5月22日に改正する。

本規約は、令和元年5月27日に改正する。

本規約は、令和元年11月14日に改正する。

本規約は、令和2年9月1日に改正する。

本規約は、令和5年5月22日に改正する。

本規約は、令和6年5月23日に改正する。

本規約は、令和7年6月2日に改正する。

本規約は、令和8年5月●日に改正する。

幹事会について
明記

図 資料2 P2

別表2

さいたま市	総務局 危機管理部 防災課 課長
川越市	防災危機管理室 室長
熊谷市	市長公室 危機管理課 課長
川口市	危機管理部 危機管理課 課長
行田市	市民生活部 危機管理課 課長
加須市	都市整備部 治水課 課長
東松山市	市民生活部 危機管理防災課 課長
春日部市	市長公室 危機管理課 課長
羽生市	総務部 地域振興課 課長
鴻巣市	都市建設部 道路課 課長
深谷市	総務部 総務防災課 課長
上尾市	総務部 危機管理防災課 課長
草加市	建設部 建設管理課 課長
越谷市	危機管理室 室長
蕨市	市民生活部 安全安心課 課長
戸田市	危機管理防災課 課長
朝霞市	危機管理室 危機管理室 副審議監兼室
志木市	総務部 防災危機管理課 課長
和光市	危機管理監 危機管理室 室長
新座市	危機管理室 室長
桶川市	環境経済部 安心安全課 課長
久喜市	市長公室 危機管理課 課長
北本市	市民経済部 くらし安全課 課長
八潮市	建設部 建設管理課 課長
富士見市	危機管理課 課長
三郷市	危機管理防災課 課長
蓮田市	総合政策部 危機管理課
坂戸市	総務部 防災安全課 課長
幸手市	市民生活部 くらし防災課 副参事
鶴ヶ島市	総務部 危機管理課 課長
吉川市	市民生活部 危機管理課 課長
ふじみ野市	総務部 危機管理防災課 課長
白岡市	総務部 安心安全課 課長
伊奈町	危機管理課 課長
三芳町	道路交通課 課長
毛呂山町	総務課 課長
川島町	総務課 課長
吉見町	総務課 課長
鳩山町	総務課 課長
寄居町	自治防災課 課長
宮代町	くらし安全課 課長

幹事会構成員を
追加

図 資料2 P5~6

■規約（案）の変更点（3/3）

詳細▶資料2

- ・ 構成員の変更（越生町削除）

別表 1

さいたま市長
川越市長
熊谷市長
川口市長
行田市長
加須市長
東松山市長
春日部市長
羽生市長
鴻巣市長
深谷市長
上尾市長
草加市長
越谷市長
蕨市長
戸田市長
朝霞市長
志木市長
和光市長
新座市長
桶川市長
久喜市長
北本市長
八潮市長
富士見市長
三郷市長
蓮田市長
坂戸市長
幸手市長
鶴ヶ島市長
吉川市長
ふじみ野市長
白岡市長
伊奈町長
三芳町長
手塚山町長
越生町長
川島町長
吉見町長
鳩山町長
寄居町長

越生町を削除

3

※参考(P4再掲)
越辺川・高麗川水害予防組合(坂戸市、毛呂山町、越生町)を廃止（令和7年4月1日）

(3)荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針 ～第2期(R3～R7)の実施状況～

■第2期取組状況とりまとめ結果【①取組毎・機関毎】、【②取組毎】

詳細▶別添1-1、別添1-2

・第2期における5年間の進捗推移について、これまでの取組状況調査表を基にとりまとめ

①進捗状況整理表【取組毎・機関毎】

No	取組項目	進捗状況	●●市					●●市					●●市					●●市					
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7	
1)ハード対策の主な取組																							
■洪水を河川内で安全に流す対策																							
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
2	・橋梁部周辺対策の実施	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
■危機管理型ハード対策																							
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																							
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等)	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
6	・情報伝達手段の改善	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中																					
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	●:実施済み・継続実施	●	●	●	●	●																
		○:実施中																					
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	●:実施済み・継続実施	●																				
		○:実施中																					
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に実行する対策(二重化)の実施	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					
9-1	・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	●:実施済み・継続実施																					
		○:実施中	●	●	●	●	●																
		△:実施予定																					
		×:実施なし																					
		―:対象なし																					

図 別添1-1 (一部抜粋)

②進捗率整理表【取組毎】

取組No.		取組項目			
9-1		浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備			
取組状況調査 整理対象年度	回答機関数	●:実施済み	○:実施中	△:実施予定	×:実施なし
令和3年度	29	76%	14%	10%	0%
令和4年度	29	83%	7%	10%	0%
令和5年度	29	90%	3%	7%	0%
令和6年度	29	90%	3%	7%	0%
令和7年度	29	93%	3%	3%	0%

取組項目	
●:実施済み, 76% ○:実施中, 14% △:実施予定, 10% ×:実施なし	
●:実施済み, 83% ○:実施中, 7% △:実施予定, 10% ×:実施なし	
●:実施済み, 90% ○:実施中, 3% △:実施予定, 7% ×:実施なし	
●:実施済み, 90% ○:実施中, 3% △:実施予定, 7% ×:実施なし	
●:実施済み, 93% ○:実施中, 3% △:実施予定, 3% ×:実施なし	

取組No.		取組項目			
9-2		浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施			
取組状況調査 整理対象年度	回答機関数	●:実施済み	○:実施中	△:実施予定	×:実施なし
令和3年度	34	65%	24%	12%	0%
令和4年度	34	74%	12%	15%	0%
令和5年度	34	82%	6%	12%	0%
令和6年度	33	85%	6%	9%	0%
令和7年度	33	85%	9%	6%	0%

取組項目	
●:実施済み, 65% ○:実施中, 24% △:実施予定, 12% ×:実施なし	
●:実施済み, 74% ○:実施中, 12% △:実施予定, 15% ×:実施なし	
●:実施済み, 82% ○:実施中, 6% △:実施予定, 12% ×:実施なし	
●:実施済み, 85% ○:実施中, 6% △:実施予定, 9% ×:実施なし	
●:実施済み, 85% ○:実施中, 9% △:実施予定, 6% ×:実施なし	

取組No.		取組項目			
10		河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備			
取組状況調査 整理対象年度	回答機関数	●:実施済み	○:実施中	△:実施予定	×:実施なし
令和3年度	1	0%	0%	100%	0%
令和4年度	1	0%	100%	0%	0%
令和5年度	1	0%	100%	0%	0%
令和6年度	1	0%	100%	0%	0%
令和7年度	1	0%	100%	0%	0%

取組項目	
△:実施予定, 100% ○:実施中, 100% ●:実施済み, 100% ×:実施なし	
△:実施予定, 100% ○:実施中, 100% ●:実施済み, 100% ×:実施なし	
△:実施予定, 100% ○:実施中, 100% ●:実施済み, 100% ×:実施なし	
△:実施予定, 100% ○:実施中, 100% ●:実施済み, 100% ×:実施なし	

取組No.		取組項目			
11-1		広域避難計画に必要な避難場所の整備			
取組状況調査 整理対象年度	回答機関数	●:実施済み	○:実施中	△:実施予定	×:実施なし
令和3年度	41	29%	59%	12%	0%
令和4年度	42	24%	17%	60%	0%
令和5年度	42	24%	17%	60%	0%
令和6年度	42	26%	14%	60%	0%
令和7年度	42	26%	14%	60%	0%

取組項目	
●:実施済み, 29% ○:実施中, 59% △:実施予定, 12% ×:実施なし	
●:実施済み, 24% ○:実施中, 17% △:実施予定, 60% ×:実施なし	
●:実施済み, 24% ○:実施中, 17% △:実施予定, 60% ×:実施なし	
●:実施済み, 26% ○:実施中, 14% △:実施予定, 60% ×:実施なし	
●:実施済み, 26% ○:実施中, 14% △:実施予定, 60% ×:実施なし	

取組No.		取組項目			
11-2		広域避難計画に必要な避難路の整備			
取組状況調査 整理対象年度	回答機関数	●:実施済み	○:実施中	△:実施予定	×:実施なし
令和3年度	40	23%	68%	10%	0%
令和4年度	41	20%	17%	63%	0%
令和5年度	41	20%	17%	63%	0%
令和6年度	41	17%	17%	63%	2%
令和7年度	41	15%	17%	66%	2%

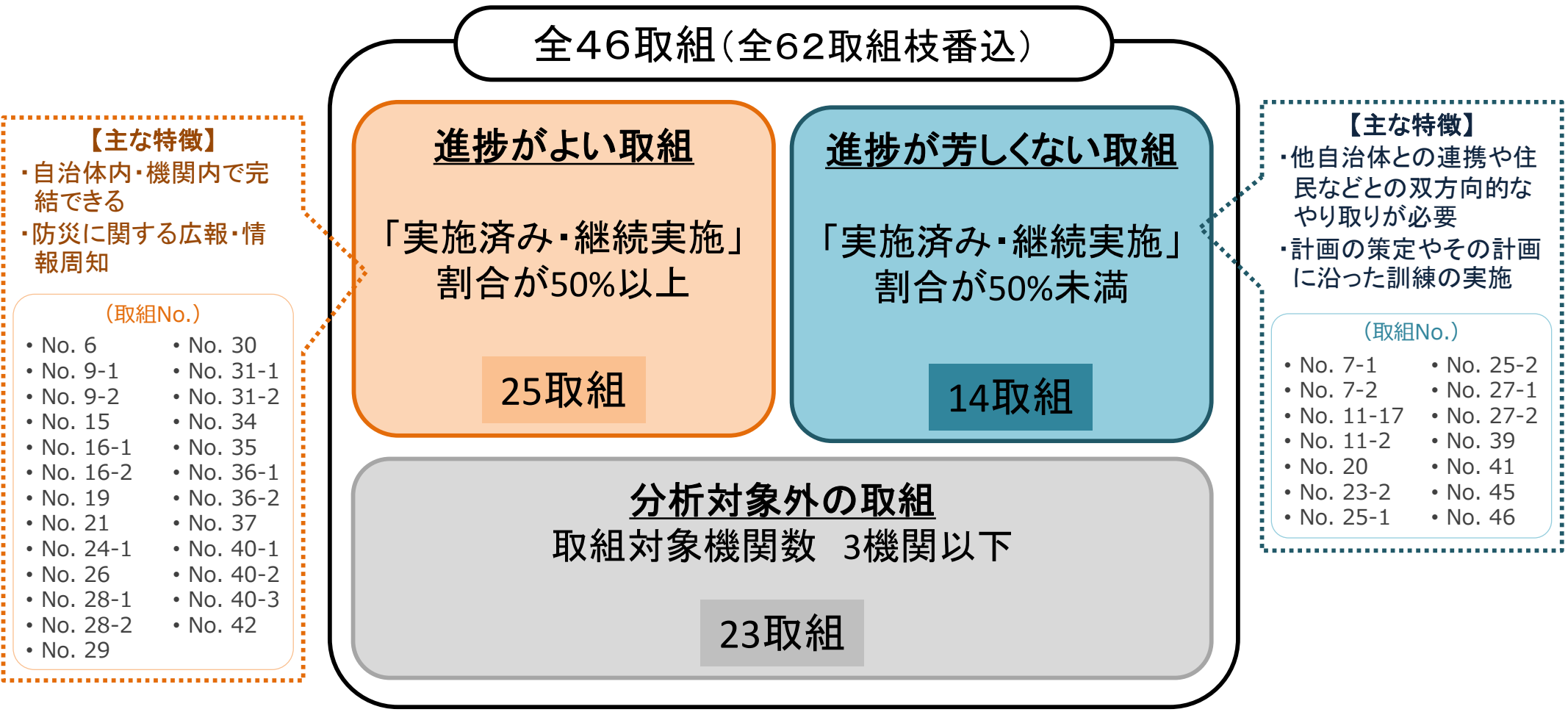
取組項目	
●:実施済み, 23% ○:実施中, 68% △:実施予定, 10% ×:実施なし	
●:実施済み, 20% ○:実施中, 17% △:実施予定, 63% ×:実施なし	
●:実施済み, 20% ○:実施中, 17% △:実施予定, 63% ×:実施なし	
●:実施済み, 17% ○:実施中, 17% △:実施予定, 63% ×:実施なし	
●:実施済み, 15% ○:実施中, 17% △:実施予定, 66% ×:実施なし	

図 別添1-2 (一部抜粋)

■第2期取組状況の整理

分類結果詳細 ▶ 別添5

・第2期とりまとめ結果を基に、取組項目を「進捗の良い取組」と、「進捗の芳しくない取組」に分類



分類のイメージ図

■第3期に向けた検討：アンケート調査

調査結果詳細 ▶ 別添5

・分類を基に選出した重点取組候補(案)18項目に対し、取組が進まない要因、及び、取組を実施したことによるメリットについてアンケートを実施。

18項目の選出基準

- ・全46取組(全62取組枝番込)から、取組対象機関数が10機関以下である24取組を除き、残りの38取組を法的義務、及び法的努力義務の有無によって3つに分類。
- ・38取組の減災対策協議会第2期取組状況調査総括表の集計結果における、「●:実施済み・継続実施」の回答割合を算出し、法的義務、及び法的努力義務のある取組については、回答割合75%以下、法的義務のない取組については回答割合50%以下である全18取組を重点取組候補(案)とした。

取組が進まない要因・課題
重点取組候補(案)18項目に対し、「○:実施中」「△:実施予定」「×:実施なし」と回答している機関様へ、取組が進まない要因についてアンケートを行った

- ・取組が進まない主な要因は以下3つ
1. 人員不足 2. 知識・情報不足 3. 予算不足
- ・各取組毎の結果より、ほとんどの取組について、回答者数の半数以上が上記3つの要因のいずれかに集中している。

取組を実施したことによるメリット
重点取組候補(案)18項目に対し、「●:実施済み・継続実施」と回答している機関様へ、取組を行ったことによるメリット・効果についてアンケートを行った

- ・水防資機材や避難場所等の整備、協定の締結に関わる取組については、「**資機材の機能維持・トラブル回避につながる**」「**関係機関との連携強化を図ることができる**」「**実際の動きを確認でき災害時の混乱防止につながる**」等といったメリットが挙げられた。
- ・防災知識の向上、啓発や計画策定等に関わる取組については、「**住民の主体的な避難行動につながる**」「**自助・公助の意識向上を図ることができる**」「**災害時の初期対応が円滑になる**」等といったメリットが挙げられた。

■ 変更概要

詳細▶ 資料3、別添3～5

項目	第2期→第3期の変更点
取組方針	・「各取組項目の内容事例」を追加
取組項目	・取組の削除(枝番の統合等) ・取組の追加(第1次国土強靱化実施中期計画等より)
重点取組の設定	・法的義務の有無や取組の進捗率に基づき、 取組の優先度を分類
取組状況調査方法	・回答の評価年度の考え方を導入 (☐ 単 単年度評価 or ☐ 複 複数年評価) ・取組状況調査(詳細表)の対象項目を絞る ・重点取組は、定量的な取組状況を詳細に把握

①取組方針

詳細▶資料3

主な内容	第2期	第3期
目標	変更なし 荒川水系(埼玉県域)の大規模水害に対し、 「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す	
目標達成に向けた3本柱	変更なし ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組	
各取組項目の内容事例	なし 各取組の意味、内容、詳細が不明確	追加 取組項目毎に整理

①取組方針の変更内容

詳細▶資料3

- 「各取組項目の内容事例」を追加

各取組項目の内容事例を追加

5. 減災のための目標

平成 28 年に設立した本協議会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を各構成員が連携して実施することで、以下の項目を令和 27 年度までに達成すべき減災目標として掲げ、各取組を実施し減災対策に取り組んできた。

減災目標を持続的に確保していくためには、継続して取組を実施していくことが必要内容も多く、令和 27 年以降も未達成の取組も含め引き続き実施し、5 年後の令和 32 年度までに目標を達成・持続するよう連携して取り組んでいく。

【令和 32 年度までに達成・持続すべき目標】

荒川水系（埼玉県域）の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。	
※ 大規模水害・・・	想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
※ 逃げ遅れゼロ・・・	避難行動が遅れ人命にかかわるような逃げ遅れをなくす
※ 社会経済被害の最小化・・・	大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた 3 本柱】

- 上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、荒川水系（埼玉県域）において、以下の項目を 3 本柱とした取組を実施する。
- ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組
 - ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組
 - ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組

目標・3本柱は
変更なし

8. （参考）各取組項目の内容詳細

各取組項目の内容について、下記の通り補足する。

主な取組項目		取組内容の事例
1	【法的義務】 堤防の整備・強化対策や浸水被害軽減対策（※1）	・堤防の断面不足や未整備の箇所、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深いことから、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間等において、優先的に堤防整備・強化対策を実施する。 ※1：河川法第 15 条の 2 第 1 項等において、「法的義務」が示されている。
2	【法的義務】 多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削）（※2）	・氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を解消するため、樹木伐採や河道掘削を実施する。 ※2：河川法第 1 条、第 2 条第 1 項等において、「法的義務」が示されている。
3	【法的義務】 堤防天端の保護、裏法尻の補強（※3）	・高齢者が特に多い地域等において、堤防天端の保護や裏法尻の補強を実施し、決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造とする「危機管理型ハード対策」を実施する。 ※3：河川法第 15 条の 2 第 1 項等において、「法的義務」が示されている。
4	雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充	・危機管理型水位計や CCTV カメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等の実施。 ・新技術を活用した危機管理型河川監視カメラへの更新や最新の予測技術の導入などによる、河川流況等の観測の高度化の実施。
5	情報伝達手段の改善	・降雨時において、防災行政無線や広報車等の音の聞き取りが困難となる懸念や、情報入手ツールを持たない住民には、インターネットや携帯電話等からの情報が伝わらない懸念に対して、情報伝達手段の多量化・多様化を行うことで、住民への確実な情報伝達を図る。 ・Jアラート、Lアラート、障害者や外国人旅行者等への配慮も含めた情報伝達手段、ICT 技術を活用した情報伝達手段の多量化・多様化実施。
6	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検	・水防活動の円滑化・効率化に資する新技術を活用した水防資機材（水のう、吸水土のう、モバイルレバー、ワンコイン浸水センサ、赤外線カメラ搭載ドローン等）を配備する。（※土のう、土のうステーション、ロープ、ブルーシート等は既存技術とする。） ・毎年出水期前に水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施する。

①取組方針の補足：減災のための目標（第2期・第3期）

詳細▶資料3

河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標の達成に向けて、ハード対策とソフト対策を進めている。

【令和7年度までに達成・持続すべき目標】

荒川水系（埼玉県域）の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。	
※ 大規模水害	想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害
※ 逃げ遅れゼロ	避難行動が遅れ人命にかかわるような逃げ遅れをなくす
※ 社会経済被害の最小化 . .	大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策に加え、荒川水系（埼玉県域）において、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。	
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組	
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動等の取組	
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組	

 **【第3期】**
減災のための目標：「変更なし」

②取組項目

詳細▶ 別添3 / 補足▶ 別添5

- 取組の削除（枝番の統合等）
- 取組の追加（第1次国土強靱化実施中期計画等より）

主な内容	これまで(第2期)	これから(第3期)
取組項目数	全取組: 62項目 (枝番を除き46項目)	全取組: 48項目※ ◆取組を 減らす 検討 A) 取組の統合 (枝番や類似した取組を統合) B) 完了した取組を削除 ◆取組を 増やす 検討 C) 関連計画からの追加
取組項目・ 取組機関の 見直し	・取組項目の記載を省略可能(D) ・取組項目や取組機関が 現状と乖離(E, F)	◆取組項目・取組機関の見直し D) 取組項目の簡素化 E) 取組項目の記載の見直し (関係機関意見等に基づく) F) 取組機関の見直し

※ 48項目 = 62項目 - 17項目 - 1項目 + 4項目

第3期

第2期

A

B

C

(4)荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針 ～第3期(R8～R12)取組方針(案)～

②取組項目の変更点 (1/2)

詳細▶別添3

- 取組を減らす検討 (A、B) 及び 取組を増やす検討 (C)

旧(全62項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第2期)～				新(全48項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)～				対応内容			
具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関	具体的な取組の柱		課題	目標時期	取組機関		
事項	具体的取組(県・市町調査項目)				事項取組No.	旧No. 新No. 具体的取組(県・市町調査項目)主な取組項目					
1)ハード対策の主な取組				1)ハード対策の主な取組							
■洪水を河川内で安全に流す対策				■洪水を河川内で安全に流す対策							
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	AB	R7年度	関東地整	1	1	・優先的に実施する堤防の整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策や、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	AB	R7年度 引き続き実施	関東地整	減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	引き続き実施	関東地整	2	2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	引き続き実施	関東地整	第2期までに完了した取組であるため、削除した。
3	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB	引き続き実施	関東地整	2	2	・多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB、AD	引き続き実施	関東地整	
■危機管理型ハード対策				■危機管理型ハード対策							
4	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	引き続き実施	関東地整	3	3	・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	引き続き実施	関東地整	
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備							
5	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流情報の耐水化等)	B	引き続き実施	市町	4	4	・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充(危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流情報の耐水化等)	B	引き続き実施	市町	細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
6	・情報伝達手段の改善	LM	引き続き実施	市町	5	5	・情報伝達手段の改善	LM	引き続き実施	市町	
7-1	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	V	引き続き実施	関東地整・市町	7-1	6	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・市町	旧No.7-2を統合
7-2	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・市町	7-2	7	・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	関東地整・市町	旧No.7-1に統合
8	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に進める対策(二重化)の実施	Y	引き続き実施	関東地整・市町	8	7	・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に進める対策(二重化)の実施	Y	引き続き実施	関東地整・市町	
9-1	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備	W.X	引き続き実施	関東地整・市町	9-1	8	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備及び自家発電装置の耐水化等の実施	W.X	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	旧No.9-2を統合。また、減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
9-2	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	W.X	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	9-2	9	・浸水時やダムにおいては、大規模停電時においても災害対応を継続するための自家発電装置の耐水化等の実施	W.X	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	旧No.9-1に統合
				■鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策							
				9				W,AB,AD	引き続き実施	鉄道事業者	★第3期における取組項目として新規追加 【新規追加の背景等】 ▶ 近年の災害事例として、令和元年東日本台風時には、上田電鉄別所線で落橋事故が発生している。また地下鉄等の浸水被害を踏まえ、各鉄道事業者では、地下鉄出入口における浸水対策が進められている。 ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。 ▶ 減災対策協議会における「洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策」に合致する取組である。
10				10							
・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備				・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備							
11-1				11-1							
・広域避難計画に必要な避難場所の整備				・広域避難計画に必要な避難場所、避難路の整備							
11-2				11-2							
・広域避難計画に必要な避難路の整備				・広域避難計画に必要な避難路の整備							

A) 取組の統合
(枝番や類似した取組を統合)

B) 完了した取組を削除

C) 関連計画からの追加

【凡例】
■：荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)における新規追加案(4項目)
※：第1次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日)
⇒内閣官房主導の下、概ね令和8年度から令和12年度までの計画期間において、国土強靱化を進めるために実施する主な取組を示した計画。

(4)荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組方針 ～第3期(R8～R12)取組方針(案)～

②取組項目の変更点 (2/2)

詳細▶別添3

- 取組項目・取組機関の見直し (D、E、F)

旧(全62項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第2期)～					新(全48項目) 荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)～					対応内容
具体的な取組の柱		課題			課題		目標時期		取組機関	
事項		課題			課題		目標時期			
具体的な取組(県・市町調査項目)		課題			課題		目標時期			
1)ハード対策の主な取組										取組(県・市町調査項目)主な取組項目
■洪水を河川内で安全に流す対策					■洪水を河川内で安全に流す対策					
1	・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	AB	R7年度	関東地整	1	・優先的に実施する堤防の整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策や、入間川流域緊急治水対策プロジェクトをはじめとする浸水被害軽減対策	AB	引き続き実施	関東地整	
2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	引き続き実施	関東地整	2	・橋梁部周辺対策の実施	AB	引き続き実施	関東地整	
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援					■浸水リスク情報の周知、避難行動支援					
22-1	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表	A,D	引き続き実施	関東地整・県	22-1	22 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定区域図の作成	A,D	引き続き実施	関東地整・県	旧No.22-2を統合
22-2	・想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定区域図の作成	A,D	引き続き実施	関東地整・県	22-2	22 想定最大規模降雨によるダム下流部における浸水想定区域図の作成	A,D	引き続き実施	関東地整・県	旧No.22-1に統合
23-1	・浸水被害軽減地区指定に向けた調査の実施	A,D	引き続き実施	関東地整・県・市町	23-1	23 浸水被害軽減地区指定に向けた調査の実施	A,D	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.23-2を統合
23-2	・浸水被害軽減地区指定の進捗状況の把握	A,D	引き続き実施	県・市町	23-2	23 浸水被害軽減地区指定の進捗状況の把握	A,D	引き続き実施	県・市町	旧No.23-1に統合
24-1	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	24-1	24 想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用	H	引き続き実施	関東地整・市町・鉄道事業者	旧No.24-2を統合。ただし、旧No.24-2の内容は、減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すこととした。
24-2	・想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	引き続き実施	関東地整	24-2	24 想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの優良事例の提供(専門家による支援の実施)	H	引き続き実施	関東地整	旧No.24-1に統合
25-1	・広域避難計画の策定	H,J,Q	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	25-1	25 広域避難計画の策定及び市町間の協定締結、鉄道事業者による適正な運転規制	H,J,Q	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	旧No.25-2を統合。また、関係機関からの意見に基づき、鉄道事業者が実施する取組内容を追加した。
25-2	・広域避難計画の市町村間の協定締結	H,J,Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	25-2	25 広域避難計画の市町村間の協定締結	H,J,Q	引き続き実施	関東地整・県・市町	旧No.25-1に統合
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立					■既設ダムの危機管理型運用方法の確立					
43-1	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討	AA	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	43-1	45 既存ダムの機能を最大限活用する運用方法、「ダムの柔軟な運用」の検討	AA	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	旧No.43-2を統合
43-2	・「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	43-2	45 「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	旧No.43-1に統合
44	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	引き続き実施	関東地整	44	46 ダム放流情報を活用した避難体系の確立	AA	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日)によると、ダム放流情報等、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施する旨が示されていたため、「水資源機構」を取組機関に追加した。
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組										
■排水作業準備計画(案)の作成及び排水訓練の実施										
45	・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	Z	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	45	48 既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	Z	引き続き実施	関東地整・県・市町・鉄道事業者	
46	・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	引き続き実施	県・市町	46	48 排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	引き続き実施	県・市町	

D) 取組項目の簡素化

E) 取組項目の記載の見直し
(関係機関意見等に基づく)

F) 取組機関の見直し

減災に係る取組方針における「各取組項目の内容詳細」に示すことで、取組項目の内容を簡素化した。
第2期までに完了した取組であるため、削除した。

旧No.25-2を統合。また、関係機関からの意見に基づき、鉄道事業者が実施する取組内容を追加した。

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成31年1月29日)によると、ダム放流情報等、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施する旨が示されていたため、「水資源機構」を取組機関に追加した。

②取組項目の変更点補足1：「C) 関連計画からの追加」の詳細

詳細▶ 別添3 / 補足▶ 別添5

<新規追加項目一覧>

新No.	取組項目
9	・鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策
26	・受援計画の作成
29	・個別避難計画の作成
32	・新総合防災情報システム等を活用した一元的な情報収集・提供システムの整備・運用

新(全48項目) ～荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組項目(第3期)～					対応内容	
具体的な取組の柱			課題	目標時期		取組機関
事項取組No.						
旧No.	新No.	具体的な取組(県・市町調査項目)主な取組項目				
1)ハード対策の主な取組						
■洪水を河川内で安全に流す対策						
	9	・鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	W,AB,AD	引き続き実施	鉄道事業者	

★第3期における取組項目として新規追加
【新規追加の背景等】

- ▶ 近年の災害事例として、令和元年東日本台風時には、上田電鉄別所線で落橋事故が発生している。また地下街等の浸水被害を踏まえ、各鉄道事業者では、地下鉄出入口における浸水対策が進められている。
- ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。
- ▶ 減災対策協議会における「洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策」に合致する取組である。

★第3期における取組項目として新規追加

【新規追加の背景等】

- ▶ 近年の災害事例として、令和元年東日本台風時には、上田電鉄別所線で落橋事故が発生している。また地下街等の浸水被害を踏まえ、各鉄道事業者では、地下鉄出入口における浸水対策が進められている。
- ▶ 第1次国土強靱化実施中期計画※において、推進が位置づけられている取組である。
- ▶ 減災対策協議会における「洪水を河川内で安全に流す対策などのハード対策」に合致する取組である。

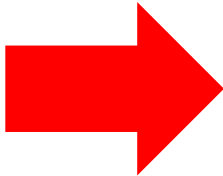
各取組の対応内容は別添3、設定条件等は別添5に詳述

②取組項目の変更点補足2 : 「E) 取組項目の記載の見直し」の詳細

詳細▶ 別添3 / 補足▶ 別添5

新No.	第2期	第3期
14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のしやすさサポート)	・気象情報の段階的な改善・水害時の情報入手のしやすさサポート
25※	・広域避難計画の策定、市町間の協定締結 ・広域避難計画の市町間の協定締結	・広域避難計画の策定及び市町間の協定締結、鉄道事業者による適正な運転規制

※関連計画に基づく、記載見直しの詳細な背景は、別添5参照



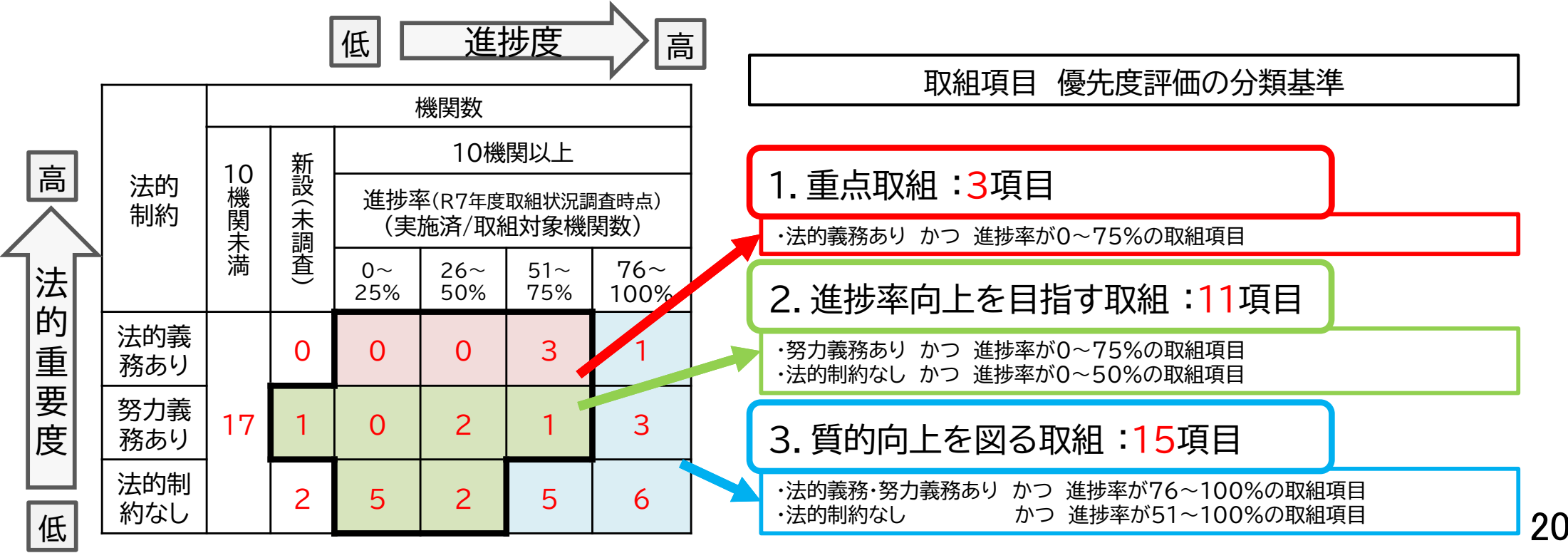
関係機関意見等に基づき、記載を見直し

③重点取組の設定

詳細▶ 別添4-1、別添4-2

- 重点取組 と 進捗率向上を目指す取組 を設定

主な内容	これまで(第2期)	これから(第3期)
重点取組	なし	設定(3項目) ・法的義務ありかつ進捗率が0～75%の取組項目
進捗率向上を目指す取組	なし	設定(11項目) ・努力義務ありかつ進捗率が0～75%の取組項目 ・法的制約なしかつ進捗率が0～50%の取組項目



③重点取組の設定：設定1 重点取組

詳細▶ 別添4-1、別添4-2

- 法的義務ありの取組を「重点取組」として設定

1. 重点取組：3項目

新No	具体的取組	法的義務の根拠
28	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難訓練の支援	水防法第15条の3第1項
31	応急的な退避場所の確保	災害対策基本法第49条の4第1項
44	水防団強化を目的とした、関係機関が連携した実働水防訓練の実施や訓練内容の改善	水防法第32条の2第1項等

③重点取組の設定：設定2 進捗率向上を目指す取組

詳細▶ 別添4-1、別添4-2

2. 進捗率向上を目指す取組：11項目

新No	具体的取組
6	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検
11	広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備
20	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
23	浸水被害軽減地区指定に向けた箇所抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定
25	広域避難計画の策定及び市町間の協定締結、鉄道事業者による適正な運転規制
29	個別避難計画の作成
37	教員を対象とした講習会の実施
40	水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検
43	水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討
47	既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定
48	排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施

④取組状況調査方法

詳細▶ 別添4-1、別添4-2

主な内容	第2期	第3期
取組状況調査表 [総括表、詳細表] (エクセル)	回答の評価年度 明記なし	回答の評価年度 設定 単 単年度評価での回答 or 複 複数 年評価での回答の何れかを明記
取組状況調査表 [総括表](エクセル)	変更なし 全ての取組を対象に実施 (新たに設定した全48項目を対象)	
取組状況調査表 [詳細表](エクセル)	全ての取組を対象に実施	①重点取組(案)＋進捗率 向上を目指す取組(案)の 計14取組を対象 ②重点取組(案)の3取組は 定量的な取組状況等を 詳細に調査
取組事例 (パワーポイント)	変更なし 全ての取組を対象に実施 (新たに設定した全48項目を対象)	

④取組状況調査方法の変更点 (1/3)

詳細▶ 別添4-1、別添4-2

- 回答の評価年度の考え方を導入 (単年度評価 or 複数年評価)

回答の評価年度
を設定

<取組の評価年度>

単 : 単年度で評価する取組項目
⇒ 当該年度1年間における取組の「実施状況」を回答

複 : 複数年で評価する取組項目
⇒ 協議会設立当初(H28)以前からの
取組実績を踏まえた「進捗状況」を回答

○第3期 取組状況調査様式										荒川水系(埼玉県域)の減災に係る取組										取									
<凡例> ●: 実施済み・継続実施、○: 実施中、△: 実施予定、 ×: 実施なし、-: 対象なし、□: 取組機関対象外 <記載ルール> ※変更箇所を赤字で記入 単 は以下3つより選択 ●: 実施済み・継続実施、 ×: 実施なし、-: 対象なし 複 は以下5つより選択 ●: 実施済み・継続実施、○: 実施中、 △: 実施予定、×: 実施なし、-: 対象なし										関東地整・ 機構・ 気象庁・県																			
												1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
取組の柱			優先度 評価の 分類	課題	目標時期	関東地方整備局																							
取組No. (太字: 「★重点取組」「☆進捗率向上を目指す取組」)						水資源機構																							
主な取組項目						気象庁																							
						埼玉県																							
						さいたま市																							
						川越市																							
						熊谷市																							
						川口市																							
						行田市																							
						加須市																							
						東松山市																							
						春日部市																							
						羽生市																							
						鴻巣市																							
						深谷市																							
						上尾市																							
						草加市																							
						越谷市																							
						蕨市																							
1 ハード対策の主な取組																													
1 堤防の整備・強化対策や浸水被害軽減対策																													
1	複	法的義務	堤防の整備・強化対策や浸水被害軽減対策	AB	引き続き実施	○																							
2	複	法的義務	多数の家屋や重要施設等の保全対策等(樹木伐採、河道掘削)	AB, AD	引き続き実施	○																							
2 堤防天端の保護、裏法尻の補強																													
3	複	法的義務	堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	引き続き実施	○																							
3 ソフト対策の主な取組																													
4 雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充																													
4	複		雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充	B	引き続き実施	○																							
5	複		情報伝達手段の改善	◇, L, M	引き続き実施																								
6	複	☆	水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び水防資機材等の関係者による共同点検	V	引き続き実施	●																							
7	複		排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に 行える対策(二重化)の実施	Y	引き続き実施	○	●			○																			
8	複	◇	浸水時や大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備及び自家発電装置の耐水化等の実施	W, X	引き続き実施	○		●	-	-	●		●		●		●		-	●	●								
9	複		鉄道施設の浸水対策及び鉄道河川橋梁の流失、傾斜対策	W, AB, AD	引き続き実施	○																							
10	複		河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	引き続き実施	○																							
11	複	☆	広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備	H, I, J, Q	引き続き実施	○				△	●	△	●	△	○	●	●	○	△	△	△								
2 ソフト対策の主な取組																													
12 緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信																													
12	単		緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	引き続き実施	●				●																			
13	複		水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	引き続き実施	●	●			●																			
14	複		気象情報の段階的な改善、水害時の情報入手のしやすさサポート	K	引き続き実施			●																					

詳細▶ 別添4-2

25

④取組状況調査方法の変更点 (3/3)

詳細▶ 別添4-2

- 重点取組(案)の3取組は、定量的な取組状況等を詳細に調査

【計画作成や訓練実施に資する「支援内容」等】									
例)計画作成・訓練実施の「支援」を行った。訓練の支援にあたっては〇〇と連携し、実施率向上を図った。									
<以下参考(過去の記載内容)>									
国及び県の協力を得て、要配慮者利用施設への避難確保計画作成講習会を令和元年11月に実施した。									
・市内の浸水想定区域内にある要配慮者利用施設に対し、避難確保計画作成及び訓練等の実施の義務化について、通知を送付し周知するとともに説明会を実施。その後、未作成施設へ再提出依頼していたが、R4年度末で当初目標としていた全施設の計画作成が完了した。									
新規施設に対する避難確保計画作成講習会の開催を検討する。									
引き続き、計画作成した施設に対し避難訓練の支援を行っている。									
【対象施設数】									
R8(仮値)									
500									
【計画の作成済施設数(累計)】									
R8(仮値)									
400									
80.0%									
【訓練の実施施設数(1年あたり)】									
R8(仮値)									
200									
40.0%									

【計画の作成済施設数(累計)】									
R8(仮値)									
400									
80.0%									
【訓練の実施施設数(1年あたり)】									
R8(仮値)									
200									
40.0%									

(5)今後のスケジュール(案)

- ・第3期も取組状況調査表(統括表・詳細表)による進捗確認、構成員の取組成果の情報共有を継続する。
- ・令和8年度 of 取組進捗及び取組成果の調査は、10月以降に実施する。

第二期

令和6年度以前の開催時期

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
減災対策 【協議会・ブロック会議】	ブロック会議		協議会									取組成果調査

令和7年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
減災対策 【協議会・ブロック会議】	R6取組成果調査	協議会				R7取組進捗・取組成果調査					ブロック会議	

第三期

令和8年度

前期の協議会(本日)において規約・取組方針の改定について承認いただく
⇒ 12～1月頃 幹事会 開催 ⇒ 2～3月頃 協議会開催(流域治水協議会と同日開催)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
減災対策 【協議会(2回)】		協議会 (規約改定等)		別日開催			R8取組進捗・取組成果調査		幹事会 (進捗確認等)		協議会 (進捗報告・意見交換等)	意見・要望等整理
流域治水 【協議会・幹事会】		幹事会							同日開催		協議会	

令和9年度以降

流域治水協議会と同日開催(5月～6月幹事会、2～3月協議会)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
減災対策 【協議会・幹事会】	意見・要望等整理	幹事会 (情報交換等)					取組進捗・取組成果調査				協議会 (進捗報告・意見交換等)	意見・要望等整理
流域治水 【協議会・幹事会】		幹事会		同日開催					同日開催		協議会	

※第3期も必要に応じて意見交換会や勉強会等を開催。

(目的)

第1条

この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。)を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 国土交通大臣
- 二 当該河川の存する都道府県の知事
- 三 当該河川の存する市町村の長
- 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
- 五 当該河川の河川管理者
- 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
- 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者(量水標等の管理者をいう。以下同じ。)に、その受けた通知に係る事項(量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。)を通知しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条

国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。